

編 集
公正証書文例研究会

最 新
公正証書
モデル文例集

新日本法規

第24 遺産分割に関する公正証書

○遺産分割協議の一般的な場合

〇〇年第〇〇〇〇号

遺産分割協議公正証書

本職は、当事者の嘱託により、下記の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、本証書を作成する。

被相続人亡鈴木良夫（〇〇年〇〇月〇〇日死亡）の妻鈴木幸子を「甲」、子鈴木弘を「乙」、子小田洋子を「丙」として、被相続人の遺産につき、〇〇年〇〇月〇〇日次のとおり分割の協議が成立した。

（遺産の範囲）

第1条 甲乙丙は被相続人鈴木良夫の遺産は別紙遺産目録の範囲であることを確認する。

（乙取得の遺産）

第2条 乙は下記不動産を取得する。

物件の表示

所在 〇〇市〇〇町

地番 〇〇番

地目 宅地

地積 〇〇〇平方メートル

（丙取得の遺産）

第3条 丙は下記預金債権及び株券を取得する。

一 〇〇銀行〇〇支店普通預金 金〇〇〇万円（〇〇年〇〇月〇〇日現在）

二 〇〇〇株式会社株式〇〇株

（甲取得の遺産）

第4条 甲は前記第2条及び第3条に記載した以外のすべての遺産を取得する。

（代償金の支払）

第5条 甲は、代償として、乙に対し、金〇〇〇万円、丙に対し金〇〇〇万円のそれぞれ支払義務があることを認め、〇〇年〇〇月〇〇日限り、乙、丙各指定の銀行口座に送金して支払う。

(清算条項)

第6条 当事者は本合意をもって被相続人の遺産及びその分割が一切解決したことを認め、本公正証書に定める外、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(強制執行認諾条項)

第7条 甲は、この証書に記載した金銭債務の履行を怠ったときは、直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾した。

(費用の負担)

第8条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、甲乙丙が等分に負担する。

(遺産目録) [略]

以上

本旨外要件

東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号

甲 無職 鈴木幸子

〇〇年〇〇月〇〇日生

東京都〇〇区〇〇2丁目3番4号

乙 会社員 鈴木弘

〇〇年〇〇月〇〇日生

東京都〇〇区〇〇3丁目4番5号

丙 無職 小田洋子

〇〇年〇〇月〇〇日生

上記3名は、いずれも印鑑証明書を提出して、人違いのないことを証明した。

以上の各事項を列席者に閲覧させたところ、各自これを承認して、次に署名押印する。

鈴木幸子 印

鈴木弘 印

小田洋子印

この証書は、〇〇年〇〇月〇〇日、本職役場において法律の規定に従って作成し、次に署名押印する。

東京都〇〇区〇〇4丁目5番6号

東京法務局所属

公証人

北山四郎

職印

●作成上の留意点●

1 遺産分割の態様——協議分割と家庭裁判所による手続分割

遺産分割とは、共同相続人間で、協議により遺産の全部又は一部の取得内容を決める契約です（民907条1項）。相続人間で協議が調わず、又は協議できないときは、その分割を家庭裁判所に請求することができます（同条2項本文）。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合には、その一部分割についてはこの限りでないとされています（同条2項ただし書）。家庭裁判所は、請求に基づき、審判で遺産の分割を行いますが（家事手続39条・別表第2第12項）、①裁判所は、当事者の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停（以下単に「調停」といいます。）に付することができ（家事手続274条1項）、また、②当事者は、審判を請求しないで遺産分割の調停を申し立てることができます（家事手続244条・255条）。上記①②いずれの場合にも、当事者は、調停委員会等の関与の下で、実質上協議を行って遺産の分割を取り決めることとなります。なお、上記①の場合に、調停が不調になったときは、審判の中止が当然に解かれ（家事手続275条2項）、申立てに係る審判の手続が進められ、また、②の場合に、当事者間に合意が成立する見込みがないなどの理由で、調停が成立しないものとして、調停事件が終了した場合（家事手続272条1項）には、調停申立ての時に、当該事項について家事審判の申立てがあったものとみなされ（同条4項）、家事審判の手続が開始します。

本文例は、当事者が、上記のように家庭裁判所の審判あるいは調停の手続によらないで、いわば自主的に、遺産分割を協議し、これを公正証書化する場合の一例を示したものであり、以下には、その場合に絞って作成上の留意点を述べることとします。

2 遺産の範囲の確定

(1) 遺産分割には、遺産の範囲の確定と相続人の範囲の確定が必要です。特定の財

産が遺産に含まれるかどうかの遺産の範囲に争いがあるときは、全相続人が当事者として加わった訴訟で確定することになります（最判昭61・3・13民集40・2・389、最判平元・3・28民集43・3・167）。遺産の一部についてなされた遺産分割の協議も有効であるとされていますから（民907条1項）、遺産分割の協議後に、協議時には対象としていなかつた遺産が発見されたときでも、それについて遺産分割の協議をすれば足り、前の遺産分割の協議は無効となるものではありません。しかし、遺産の他の部分が分割の対象から漏れていたことを知っていたならば、そのような遺産分割の協議は行わなかったと認められる場合、分割協議は錯誤により無効となるという解釈もあり、遺産の範囲の確定は周到な注意が必要です。

(2) 遺産分割は、相続開始時に存在し、かつ、遺産分割時に存在する被相続人の財産を共同相続人間で分配する手続です。もっとも、遺産分割時には存在しない財産であっても、これを遺産に含めることを当事者の全員が合意した場合には、遺産分割の対象とすることができますと解されてきました。平成30年法律72号による改正民法は、改正前民法の下で採られてきたこのような解釈とほぼ同様の内容の条文を置いています。すなわち、民法906条の2第1項は、「遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。」と定め、同条2項は、「前項の規定にかかわらず、共同相続人の1人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。」と定めています。したがって、当該処分を行った者が、共同相続人の1人又は数人である場合には、遺産分割時に当該処分した財産を遺産に含めることについて、当該共同相続人を除く他の共同相続人の同意があれば、これを遺産分割の対象に含めることができます。

3 相続人の範囲の確定

(1) 原 則

民法は、遺産分割の協議は、「共同相続人」が行うものとしています（民907条1項）。「共同」とは、法定相続人が複数いる場合を前提としているものです。具体的に法定相続人が誰であるかは、被相続人の出生から死亡までの全戸籍を確認することで明らかになります。

包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有しますから（民990条）、遺産分割協議の当事者となります。相続分の譲渡（民905条）をした相続人は、分割協議には加わること

とはできません。また、相続人であっても、被相続人の遺言により相続分はゼロと指定され、しかも遺留分減殺請求権を持たない者は、分割協議に参加できません。

(2) 各 論

以下、問題とされる諸場合をみてみます。

ア 胎 児

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされます（民886条）。胎児の法的地位に関しては、見解が分かれますが、生きて生まれた場合に、相続開始時に遡及して相続権を認めるのが判例であり（大判大6・5・18民録23・831など）、この見解によれば、胎児の期間中は権利能力を認められないで、胎児を除外して遺産分割をすることが可能ということになります。そして、胎児が生まれた後に、①分割協議のやり直しをするとか②民法910条を類推適用して調整を図ることが提案されていますが、胎児の権利保護を徹底するため、胎児の出生までは遺産分割を許すべきではないというのが学説の多数説です。

イ 死後認知された者

被相続人の死後に、認知の請求を認容する判決（民787条）が確定することにより、新たに相続人となる者が生じます。この者が、遺産分割を請求しようとする場合に、他の相続人が既に遺産分割の協議を済ませているときは、価額のみによる支払請求権が認められており（民910条）、その場合における遺産の価額算定の基準時は、認知により相続人になった者が他の相続人に対し、価額の支払を請求した時であり、また、価額支払債務は期限の定めのない債務として、請求を受けた時から遅滞に陥ります（最判平28・2・26民集70・2・195）。

ウ 不在者

不在者が置いたその財産の管理人又は家庭裁判所が選任した不在者の財産管理人は、いずれも民法103条に規定する行為の権限を有し、さらに、家庭裁判所の許可を得て、その権限を超える行為をすることができ、また、不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者の定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とされます（民25条・28条）。不在者の財産管理人はこれらの権限に基づいて遺産分割の協議に参加することができると解されます。後日、不明者が被相続人より先に死亡していたことが判明したときは、相続人でない者が、遺産分割の協議に加わったことになり、その是正措置が必要になります。

エ 相続債権者・相続人の債権者

協議分割では、相続債権者や相続人の債権者がそれに参加する手続は規定されてい

ません。参加を認める説もありますが、反対説もあり、定説とみるべきものはありません。

オ 人事訴訟又は合意に相当する審判（家事手続277条）。（以下「人事訴訟等」といいます。）により相続人の地位が確定する者

被相続人との身分関係の存否が、婚姻の取消し、協議上の離婚の取消し、認知、認知無効、嫡出否認、父を定める訴え、養子縁組取消し、協議上の離縁取消しのような人事訴訟等によって形成されるべき地位にある者は、これらの手続によって被相続人との身分関係が確定しなければ、相続人として遺産分割の協議に加わることはできません。

婚姻の無効、協議上の離婚の無効、親子関係不存在、養子縁組無効、協議上の離縁の無効も、それが相続人の地位に結びつく事項である場合は、人事訴訟での結論を待つべきです（本項についての詳細は、田中寿生ほか・遺産分割事件の運営（申）東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割専門部）における遺産分割事件の運用（判タ1375・68）を参照してください。）。

カ その他の相続人資格の有無

相続人欠格事由（民891条）の有無は、相続権不存在確認訴訟等の訴訟で判断され、相続人の廃除（民892条・893条）は家事審判（家事手続39条・別表第1第86項）により形成される事項ですから、それぞれの訴訟、審判が確定するまでは、遺産分割の協議を進めることはできません。

相続放棄（民938条）をした相続人は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなされます（民939条）。ただ、相続放棄の効力が訴訟で争われる場合は、その決着を待たなければなりません。

（3）相続人でない者が加わった分割協議の効力

相続人でない者が加わった遺産分割の協議でも、結局その者に何ら遺産が分割されなかった場合は、その者が加わったことにより遺産分割の内容に具体的影響を及ぼしたという特段の事情が認められない以上は、当該遺産分割の協議を無効とするまでもないと考えられますが、その者に具体的遺産が分割されている場合は、遺産分割の協議自体を無効とする説と、その者に分割された当該遺産を真正な相続人で改めて分割すればよいとする説とがあり得ます。しかし、遺産分割の協議という事柄の性質上、その者に対する分割部分を他の分割部分と切り離せる可分のものと解することができるかは、大いに疑問のあるところです。この点に関しては、遺産分割の審判についてですが、審判後の民事訴訟で相続資格について審判と異なる内容の判決がなされたときは、その限度で審判は効力を失うとした判例（最判昭41・3・2民集20・3・360）

が参考になるでしょう。

4 遺産分割の基準

(1) 概 要

共同相続人が協議により遺産を分割する場合は、裁判所が家事審判で遺産分割を行う場合に基準とする分割の割合（遺産分割分率）に従うことは必ずしも要請されませんが、実際には、それを前提とした協議が行われています。その基準の概要は次のとおりです。

基準の基礎は、法定の相続分の割合（民900条・901条）です（包括遺贈がされた場合は、遺贈の割合を法定の相続分と同視すべきです。）。被相続人による相続分の指定（民902条）があるときは、指定された相続分の割合が基準になります。被相続人から共同相続人のうちの特定の者に遺贈ないし一定の贈与があった場合（民903条）及び共同相続人のうちにいわゆる寄与分がある場合（民904条の2）には、そのことを理由とする前記相続分の修正が加えられ、いわゆる具体的相続分の割合が決まります。

なお、平成30年法律72号による改正民法は、相続人以外の者でも、被相続人の親族であれば、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合には、その寄与に応じた額の金銭の支払請求を認める新たな制度（特別の寄与の制度）を創設しています。特別の寄与の制度は、例えば、被相続人の長男の妻が被相続人の療養看護に努めるなどして、被相続人の財産の維持又は増加に貢献した場合にその貢献に報いることで実質的な公平を図るために新設されたのですが、新法では、特別の寄与者を遺産分割の当事者とすることはせず、遺産分割の手続外で相続人に対して金銭請求することを認めることとしています（民1050条、家事手続216条の2・別表第2第15項）。

以上の相続開始における遺産分割の割合の算定要因に加え、相続開始後に生ずる割合の算定要因として、①共同相続人の1人による個別の財産上の持分の処分、②相続人間に、相続財産に関連した債権債務の発生、③遺留分侵害額請求、④相続分権の譲渡があります（鈴木祿弥・相続法講義〔改訂版〕255頁）。

(2) 非嫡出子の相続分について

後記の最高裁大法廷平成25年9月4日（民集67・6・1320）の違憲決定（以下「第2次大法廷決定」といいます。）を契機として、平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律（平成25年法律94号。以下「改正法」といいます。）が成立し（同年12月11日公布）、これにより民法900条4号ただし書前段（非嫡出子の相続分に関する規定、以下「本件規定」といいます。）が削除されました。以下、第2次大法廷決定に至るまでの判例の

二
二
一
〇

変遷、第2次大法廷決定の要旨と拘束性及び改正法の内容について概観します。

ア 改正法による改正前の民法900条4号は、子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとした上で、ただし書前段において、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1とすると定めています。これは、民法旧規定1004条ただし書の規定をそのまま踏襲したものであり、旧規定が、法律婚が親族関係の基本であるという立法者の認識に基づくものであったことは広く知られているところです。しかし、本件規定に対しては、以前から憲法違反とする見解も少なくなく、下級審裁判例でも、憲法違反ではないとするもの（東京高決平3・3・29判タ764・133）に対し、非嫡出子に対する民法の差別的取扱いは合理的根拠に基づくものといえないから、憲法14条1項の規定に違反するとしたもの（東京高決平5・6・23高民46・2・43、東京高判平6・11・30判時1512・3）が現れるというように判断が分かれていました。

イ 最高裁大法廷平成7年7月5日決定

これにいったん決着を付けたのが、最高裁大法廷平成7年7月5日決定（民集49・7・1789）です（以下「第1次大法廷決定」といいます。）。これは、前掲東京高決平3・3・29に対する特別抗告を棄却し、原決定を維持したものであり、決定理由の骨子は、次のようなものです。民法900条4号ただし書前段の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。現行民法は法律婚主義を採用しているのであるから、上記のような立法理由にも合理的な根拠があるというべきであり、前記規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1としたことが、上記立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということはできないのであって、本件規定は合理的理由のない差別とはいはず、憲法14条1項に反するものとはいえないというのです。第1次大法廷決定の法廷意見に対しては、5裁判官の補足意見、5裁判官の反対意見、うち1名の追加反対意見が付されています。そして、この第一次大法廷決定は、その後の最高裁の累次の裁判で踏襲されてきました（最一小判平12・1・27判時1707・121、最二小判平15・3・28判時1820・62、最一小判平15・3・31判時1820・62、最一小判平16・10・14判時1884・40、最二小決平21・9・30判時2064・61。いずれも、反対意見が付されています。）。ただ、第1次大法廷決定後の下級審裁判例には、民法900条4号ただし書前段の規定は憲法14条に違反するという判断を示したもの（大阪高決平23・8・24判時2140・19）、当該事案における遺留分の算定につき、民法1004条に基づき同

法900条4号ただし書前段を適用する限りにおいて憲法14条違背があるとしたもの（東京高判平22・3・10判タ1324・210、名古屋高判平23・12・21判時2150・41）が現れており、その後の判例の動向が注目されていました（学説、立法例等は、最判解説民事篇平成7年度(下)28事件〔野山宏〕が詳細です。）。

ウ 第2次大法廷決定

第2次大法廷決定は、主文第1項において「民法900条4号ただし書前段の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた。」と判示しましたが、その理由の骨子は、次のとおりです。

第2次大法廷決定は、まず、「相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない（す）、さらに……その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を……総合的に考慮した上で、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきである。」「法律婚主義の下においても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分をどのように定めるかということについては、（上記において）説示した事柄を総合的に考慮して決せられるべきものである（るが）、これらの事柄は時代と共に変遷するものもあるから、その定めの合理性については、個人の尊厳と法の下の平等を定める憲法に照らして不斷に検討され、吟味されなければならない。」と、本件規定の憲法14条1項適合性の判断基準・判断方法を示した上、その基準等に基づき、上記において説示した事柄のうち重要と思われる事実について昭和22年民法改正以降の変遷等を検討し、本件規定の合理性に関連する以下の①から③までの諸事情の変遷等が認められるとしました。

- ① 昭和22年以降、社会、経済状況の変動に伴い、婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、これに伴い婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいること。
- ② 本件規定の立法に影響を与えた諸外国の立法状況も大きく変化し、特に欧米諸国で、子の権利の保護の観点から嫡出子と嫡出でない子との平等化が進み、現在、我が国以外で嫡出子と嫡出でない子の相続分に差異を設けている国は、欧米諸国ではなく、世界的にも限られた状況にあること。
- ③ 我が国が批准した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（昭和54年条約第7号）及び「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）中には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられているところ、これらの条約に基づき設けられた国際連合の各委員会から、我が国の嫡出でない子に関する上記各

二
二
二
二

条約の履行状況等につき繰り返し懸念の表明、法改正の勧告等を受けてきたこと。そして、このような世界的な状況の推移の中で、上記各委員会から懸念の表明、法改正の勧告等がされた点については、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制の法改正が数次にわたり行われた結果、我が国でも、嫡出子と嫡出でない子の差別的取扱いはおおむね解消されてきたが、本件規定の改正は現在においても実現されていないこと。

その上で、第2次大法廷決定は、上記①ないし③の諸事情の変遷等を総合的に考察すると、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかである（り）、上記のような認識の変化に伴い、（法律婚の制度の下であっても、）父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているということができる。」と指摘し、「遅くとも（本件）相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである」として、本件規定の合理性を否定し、「したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。」と判示しました。

エ 先例としての事実上の拘束性について

第2次大法廷決定は、本件事案の相続開始時点である平成13年7月当時において、本件規定が憲法14条1項に違反していたと判断しましたが、この判断がその先例としての事実上の拘束性という形で他事件に及ぼす影響の大きさに鑑み、事実上の拘束性の及ぶ範囲について、以下のとおり説示しています。

a まず、第2次大法廷決定の違憲判断は、第1次大法廷決定及びその判断を踏襲した前記イ掲記の5つの小法廷判決及び小法廷決定（第1次大法廷決定を含むこれら判決・決定等を以下「第1次大法廷決定等」といいます。）の合憲判断を変更したのかが問題となります。「本決定は、……（第1次大法廷決定等が、）それより前に相続が開始した事件についてその相続開始時点での本件規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない。」とし、第1次大法廷決定等の合憲判断を引き継ぎ維持する旨を説示しました。

二 そうすると、第1次大法廷決定等の各事件のうち相続開始時点の最も遅いものは、三 いずれも同一の被相続人に係る平成15年と平成16年の3つの小法廷判決の平成12年9月であるとされているようですので、第2次大法廷決定によるときには、本件規定の

憲法適合性については、①平成12年9月の時点までに相続が開始した事案については合憲、②平成12年10月から平成13年6月までに相続が開始した事案については最高裁の判断がいまだ示されてない状態、③平成13年7月以降に相続が開始した事案については違憲となるということになります。

なお、平成13年7月以降に死亡した被相続人に、平成12年9月以前に死亡した子があり、その子には嫡出子と嫡出でない子がいて代襲相続が生じた事案においては、上記代襲相続関係に本件規定を適用することの憲法適合性という問題は、なお残されているとの指摘もあります。

b 次に、第2次大法廷決定は、「法的安定性は法に内在する普遍的な要請であり、当裁判所の違憲判断も、その先例としての事実上の拘束性を限定し、法的安定性の確保との調和を図ることが求められているところ」、「本決定の違憲判断が、先例としての事実上の拘束性という形で既に行われた遺産の分割等の効力にも影響し、いわば解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、著しく法的安定性を害することになる（から）、既に関係者間において裁判、合意等により確定的なものとなったといえる法律関係までをも現時点で覆すことは相当ではない。」として、その主文第2項において、「本決定の違憲判断は、平成13年7月当時から本決定までの間に開始された他の相続につき、民法900条4号ただし書前段の規定を前提としてされた遺産分割審判等の裁判、遺産分割協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼさない。」と判示しました。

付隨的審査制を探る我が憲法の下では、違憲判断の効力は当該事件限りのものとする個別効力説が通説であり、第2次大法廷決定も、理由中の説示から見て基本的にはこれによっていると見られますが、例外的に、対象となる事件の処理とは離れて、違憲判断についての遡及効の有無、範囲等を判示し得る場合のあることを示した初めての判断（しかも、大法廷がこれを傍論と見ていないことは、主文に掲記されていることから見ても明らかです。）として注目されます。

オ 改正法の内容

改正法は、民法900条4号ただし書のうち「、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし」とある部分を削除し、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等にしました。改正法は、公布日（平成25年12月11日）から施行され（同法改正附則1項）、改正後の民法900条の規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続について遡及適用されます（同法改正附則2項）。

参照条文**○民 法****(分割債権及び分割債務)**

第427条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

(平16法147・全改)

(法定相続分)

第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。
ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

(昭37法40・昭55法51・平16法147・平25法94・一部改正)

(遺産の分割の基準)

第906条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

(昭55法51・平16法147・一部改正)

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第906条の2 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の1人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

(平30法72・追加)

(遺産の分割の協議又は審判)

第907条 共同相続人は、次条第1項の規定により被相続人が遺言で禁じた場合又は同条第2項の規定により分割をしない旨の契約をした場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

- 2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる

きる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

(昭23法260・平16法147・平30法72・令3法24・一部改正)

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

第908条 被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。

2 共同相続人は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。

3 前項の契約は、5年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。

4 前条第2項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。

5 家庭裁判所は、5年以内の期間を定めて前項の期間を更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から10年を超えることができない。

(平16法147・令3法24・一部改正)

(遺産の分割の効力)

第909条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

(平16法147・一部改正)

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(平30法72・追加)

(相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権)

第910条 相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

(平16法147・一部改正)

(共同相続人間の担保責任)

第911条 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担

保の責任を負う。

(平16法147・一部改正)

(遺産の分割によって受けた債権についての担保責任)

第912条 各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が遺産の分割によって受けた債権について、その分割の時における債務者の資力を担保する。

2 弁済期に至らない債権及び停止条件付きの債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。

(平16法147・一部改正)

(資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担)

第913条 担保の責任を負う共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、それぞれその相続分に応じて分担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。

(平16法147・一部改正)

(遺言による担保責任の定め)

第914条 前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、適用しない。

(平16法147・一部改正)

[特別の寄与]

第1050条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

(平30法72・追加)

○家事事件手続法

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第200条 [省略]

2 家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権（民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。）を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

4 [省略]

(平30法72・一部改正)

(管轄)

第216条の2 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(平30法72・追加)

参考判例

○遺産の分割は共同相続人が相続に因りその共有に帰した相続財産をその後分割の時点において相続分に応じこれを分割するのを建前としているのであるから、相続財産の評価は相続開始時の価額ではなく、分割当時のそれによるべきものと解するのが相当である。

（福岡高決昭40・5・6家月17・10・109）

○共同相続人間において特定の財産が被相続人の遺産に属することの確認を求める遺産確認の訴えは適法である。

（最判昭61・3・13民集40・2・389、裁集民147・223、家月38・9・46、判時933・7、判タ602・51）

○共同相続人間における遺産確認の訴えは、固有必要的共同訴訟と解すべきである。

（最判平元・3・28民集43・3・167、裁集民156・408、家月41・7・81、判時1313・129、判タ698・202）

○民法900条4号ただし書前段の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。現行民法は法律婚主

二
三
四